

## 議案第 8 号

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
制定について

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次の  
ように制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 提案理由

内閣府令に定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を速やかに本市における基準に反映し、及び業務の効率化を図るため、条例における基準の規定方法を、内閣府令を引用する形式に改めるため提案するものです。

## 我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「府令」という。）の例による。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第34条の16第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、府令に定める基準の例による。

（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる府令第43条第2号の規定の適用については、同号中「1.65平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。